

2024 年 12 月
水 産 庁

ダブリューシーピーエフシー
中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）
「第 21 回年次会合」の結果について

1 日時・場所

日本時間の 11 月 28 日（木）から 12 月 3 日（火）まで、フィジー（スバ）で対面とウェブ会議併用で開催。

2 参加国・地域

日本、米国、EU、太平洋島嶼国等 26 か国・地域が参加。
（他、関係する国際機関、NGO の代表等が参加）

3 我が国出席者

福田資源管理部審議官（政府代表）、宮原農林水産省顧問ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び業界関係者。

4 主な結果

- 太平洋クロマグロについて、7 月の北小委員会が勧告した、**小型魚 10%、大型魚 50% の増枠等の措置**が採択された。
- この結果、我が国の漁獲上限は以下のように増加。
小型魚 4,007 トン ⇒ 4,407 トン（400 トン増）
大型魚 5,614 トン ⇒ 8,421 トン（2,807 トン増）

【参考 今回の合意内容】

2025 年以降の措置として、以下の増枠等に合意（措置は 2026 年に見直すことを明記）。

① 漁獲上限

小型魚

日本：4,007 トン ⇒ 4,407 トン （10%、400 トン増枠）

韓国： 718 トン ⇒ 718 トン （増枠なし）

（計：4,725 トン ⇒ 5,125 トン （400 トン増枠））

〔 ※1 0 歳魚（2kg 未満）の漁獲が増えないよう努める。 〕

大型魚

日本：5,614 トン ⇒ 8,421 トン （50%、2,807 トン増枠）

韓国： 30 トン ⇒ 501 トン （※2 471 トン増枠）

台湾：1,965 トン ⇒ 2,947 トン （50%、 982 トン増枠）

（計：7,609 トン ⇒ 11,869 トン （4,260 トン増枠））

〔 ※2 韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、300 トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。 〕

〔 ※3 上記のほか、NZ、豪州は、それぞれ 200 トン、40 トンまで漁獲可能。 〕

② 当初の漁獲枠の 17% を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）。

③ 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を 1.47 倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国 40%、日本等 30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）。